

「行政処分等の公表（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置命令について）」

1 対象者の氏名及び住所

- (1) 氏名 (株)アース (株式会社グリーンプラネットの前身株式会社安西の承継元)
住所 宮城県柴田郡村田町
- (2) 氏名 安西 瑞枝 (株式会社アース 元代表取締役, 清算人)
住所 宮城県柴田郡村田町
- (3) 氏名 三觜 邦介 (株式会社グリーンプラネット元実質的経営者)
住所 神奈川県藤沢市
- (4) 氏名 石川 辰也 (株式会社グリーンプラネット 元営業部長)
住所 埼玉県川口市
- (5) 氏名 佐々木 秀信 (株式会社アース 元処分場長)
住所 宮城県柴田郡村田町
- (6) 氏名 中村 望 (株式会社安西 元代表取締役)
住所 宮城県仙台市
- (7) 氏名 菅野 清人 (株式会社グリーンプラネット元代表取締役, 元清算人)
住所 長野県須坂市
- (8) 氏名 仲宗根 武 (株式会社グリーンプラネット元実行行為者)
住所 沖縄県沖縄市

2 行政処分を行った年月日

平成31年3月1日

3 行政処分の内容

宮城県柴田郡村田町大字沼辺字竹の内13番外に設置している産業廃棄物最終処分場(以下「最終処分場」という。)において、以下の措置を講ずること。

- (1) 有毒ガス及び悪臭の発生抑制並びに浸出水の拡散を防止するための、次の措置を講ずること。
 - イ 最終処分場の廃棄物層に雨水を浸透させないよう覆土を改善・管理し、雨水を排水すること。
 - ロ 高濃度でガスが滞留している場所については、ガスを吸着させる覆土等を行うこと。
- (2) (1)に関連して必要となる維持管理業務並びに履行に必要な電気供給及び作業点検等の内容を記録し保存すること。
- (3) モニタリングを継続し、最終処分場外への浸出水の拡散が確認された場合には、その対策を行うこと。

4 行政処分の履行期限

- (1) 着手期限 平成31年3月31日(日)
- (2) 履行期限 2029年3月31日(土)

5 行政処分の根拠法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）
第19条の5第1項

6 行政処分の原因となった事実

竹の内最終処分場において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第6条第1項第3号で、その例によることとされている令第3条第1号イ及び令第3条第3号ロの規定に反し、第12条第1項の産業廃棄物処理基準に適合しない処分を行ったことにより、最終処分場において、現に悪臭による生活環境保全上の支障を生じさせたほか、浸出液による公共の水域や地下水を汚染するおそれを生じさせた。